

山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

山鹿市長 早田順一

山鹿市規則第25号

山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成17年山鹿市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「所有する市」を「所管する市民課又は各支所」に改める。

第3条中「、及び」を「及び」に改める。

第4条第1号中「印鑑登録証」を「申請者が印鑑登録証」に改め、同条第2号中「提示」を「申請者から提示」に改め、同条第3号中「他」を「申請者から他」に改める。

第5条中「発送の」を「同項の規定による照会書を市が発送した」に、「指定日」を「提出期限」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「印鑑登録原票」を「印鑑登録可視台帳」に改める。

第8条中「及び規格」を削り、同条第2号中「 様式第2号」を削り、同条第3号中「印鑑登録原票」を「印鑑登録可視台帳」に改め、「 様式第3号」を削り、同条第4号中「様式第4号」を「様式第2号」に改め、同条第5号中「様式第5号」を「様式第3号」に改め、同条第6号中「様式第6号」を「様式第4号」に改め、同条第7号中「 様式第7号」を削り、同条第8号中「 様式第8号」を削る。

様式第2号及び様式第3号を削る。

様式第4号を次のように改める。

様式第2号(第8条関係)

(表)



(裏)

【注意事項】

- 印鑑登録証明書を必要とするときは、この登録証を必ず提示してください。登録してある印鑑を持参する必要はありません。
- この登録証がなければ、印鑑登録証明書は発行できません。
- 代理人に印鑑登録証明書の交付を依頼されるときも、この登録証を持参させてください。
登録してある印鑑を持参する必要はありません。
- この登録証を亡失したときは事故防止のため直ちに届け出してください。新しい登録証が必要な場合は、新規登録の手続が必要です。
- 転出、氏名変更、死亡等の場合はこの登録証をお返しください。

(このカードは、環境に優しい素材を使用しています。)

様式第5号中「様式第5号」を「様式第3号」に改める。

様式第6号中「様式第6号」を「様式第4号」に改める。

様式第7号及び様式第8号を削る。

附 則

この規則は、令和7年8月12日から施行する。